

## 小金井市地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル審査基準

### I 審査基準

#### 1 公共交通全般に関する知識について

本市の地域特性を踏まえた市内公共交通の現状と課題の理解や、国、都、他自治体の公共交通に係る政策動向への理解の度合いについて評価する。

#### 2 地域住民のニーズ調査について

令和6年度に予定している計画策定に係り、計画書の向上に資するアンケート調査票作成への提案がなされているかどうかを評価する。

また、調査実施への支援内容が明確であり、かつ有効で具体的な手法等が分かりやすく提案されているかを評価する。

#### 3 計画策定支援について

仕様書に提示している業務内容を的確にとらえ、実効性の高い計画となるよう適切な提案がなされているかを評価する。

#### 4 業務スケジュールについて

業務スケジュールに無理はないか、業務手順や業務工程は適切に構築されているかを評価する。

#### 5 業務実績について

業務責任者及び業務担当者が、専門知識を十分に有しているか、また、業務責任者、業務担当者及び事業所における地域公共交通計画策定支援に係る実績及び類似業務の受託実績は適当かを評価する。

#### 6 業務体制について

業務内容及び業務スケジュールを効果的・効率的に推進できる業務体制（配置予定者人数等）であるかを評価する。

また、事務局支援のため、適切な技術士等による体制を確保する等、信頼できるかを評価する。

#### 7 企画提案書について

提案内容は簡潔に表現されているか。

図表等を用い視覚的に分かりやすい表現となっているか、計画検討の際に分かりやすい資料作成ができるか。

業務を遂行する上で必要と考える点など、独自の提案等PRポイントについて提案があるかを評価する。

#### 8 プレゼンテーションについて

企画提案書の内容について分かりやすく説明し、質問に対して的確かつ簡潔明瞭に答えているかを評価する。

また、業務担当者に知識、経験があるか、業務に対する熱意が感じられるかを評価する。

## 9 見積額等について

予算額内で適切な業務内容の提案となっており、経費が適切に積算されており、コストパフォーマンスの優れた提案となっているかを評価する。

## II 審査評価方法

### 1 第一次審査

事前に提出される企画提案書等により、業者選定審査基準に基づき書類審査を行う。

### 2 第二次審査

第一次審査で選考された者の中から、プレゼンテーション及び質疑応答により、業者選定審査基準に基づき候補者を決定する。

## III 審査項目

別紙「プロポーザル評点票」のとおりとする。

## IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数		評価基準	説明
	※注		
5	10	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	7	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	5	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	3	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

※第一次審査の審査項目7、8、9及び第二次審査の審査項目7、8、9の場合

## V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

## VI 候補者の選定

別途設置する審査委員会において、委員長を含む各委員が評点票により審査する。第一次審査においては、委員全員の総合点数を集計した上位3者を、第二次審査においては委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者に、次点の者を次点者として選定する。

ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がなされないおそれがあると審査委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができる。

## VII 企画提案にあたっての留意事項

- 1 提出後の企画提案書等の追加及び修正は認めない。
- 2 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とする。
  - (1) 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
  - (2) 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）が記載されていないもの
  - (3) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - (4) 虚偽の内容が記載されているもの
  - (5) その他、設定した条件を満たしていない場合